

〈今回の募集からの主な変更点〉

○令和3年度（2021年度）海外特別研究員採用内定者等の申請資格について

通常、海外特別研究員の採用歴のある者の再申請は認めないこととしておりますが、令和5年度採用分募集においては、新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置（令和3年7月31日付学振海第382号による）を受けたものの、受入研究機関への派遣を開始できなかった令和3年度（2021年度）採用者のうち、所定の条件を満たす者の申請を特例的に受け付けることとします。

令和5年度採用分募集に申請する令和3年度採用者においては、申請書情報の所定の欄に令和3年度採用者である旨、申請書情報の「⑨（RRAは⑩）研究・職歴等」欄において明記することを必須とします。

なお、この措置は、令和3年度採用者を優先的に採用する方針を示すものではありません。

○選考方法について

令和5年度採用分海外特別研究員の選考方法を変更しています。（「12. 選考及び結果の開示」参照）

○安全保障貿易管理について

我が国の安全保障輸出管理制度を踏まえ、海外特別研究員として採用となった場合にご留意いただきたい事項等について追記しました（「15.（6）安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）」参照）。

以上